

日本貸金業協会が実施している 社内規則の作成に係る支援

– 法令等遵守態勢整備の支援 –

登録申請（更新含む）の際に社内規則を提出する理由



なぜ、登録申請書の添付書類として、社内規則を提出しなければならないのか？

登録申請書の添付書類については、**貸金業法施行規則第4条第4項**に

「法第4条（登録の申請）第2項第5号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（省略）とする。」との定めがあり、

「次に掲げる書類」の一つ（14号）として、

「**貸金業の業務に関する社内規則**」

が規定されているため、社内規則を提出する必要があります。



協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならない理由



なぜ、社内規則を、協会の自主規制規則と同等の内容にすることが求められるのか？（1/2）

貸金業法 第6条（登録の拒否）第1項柱書に、

「内閣総理大臣又は都道府県知事は、（省略）登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、（省略）その登録を拒否しなければならない。」との定めがあり、「次の各号」の一つ（15号）として、

「貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者」と規定されています。

【次頁に続く→】



協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならない理由



なぜ、社内規則を、協会の自主規制規則と同等の内容にすることが求められるのか？（2/2）

そして、貸金業者向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」）Ⅲ－3－1
(2) ⑥イにおいて、

「（省略）貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査に当たっては、（省略）特に以下の点に留意するものとする。」との定めがあり、「以下の点」の一つ（イ）として、

「申請者の社内規則等は協会の自主規制規則と同等の社内規則等となっているか。」

と規定されているため協会の自主規制規則と同等であることが求められます。



協会の自主規制規則と同等の社内規則にしなければならない理由



登録（更新） 時において、協会に加入する予定がない場合、
社内規則について、行政からどのような対応が求められるのか？

監督指針Ⅲ－3－1 (2) ⑧において、
「登録申請時において協会に加入する予定がない者に対しては、（省略）
以下の事項を通知して周知するとともに適切な対応を求めるこことする」
との定めがあり、「以下の事項」のひとつ（イ）として、

「**協会の定款、業務規程その他の規則を考慮した社内規則等が
整備されている必要があること。**」

と規定されているため、協会に加入する予定がない業者であっても、
協会の定款等を考慮した社内規則を整備することが求められます。



協会に加入しなかった場合に行政から求められる対応



登録（更新）後において、協会に加入していない場合、
社内規則について行政からどのような対応が求められるか？（1/2）

貸金業法第24条の6の12第1項において、

「内閣総理大臣又は都道府県知事は、（省略）貸金業協会に加入していないものの貸金業の業務について、資金需要者等の利益の保護に欠けることのないよう、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、適切な監督を行わなければならない。」と規定されています。

また、その適切な監督を行うため、貸金業法第24条の6の12第2項において、「（省略）内閣総理大臣又は都道府県知事は、貸金業協会に加入していない貸金業者に対して、貸金業協会の定款、業務規程その他の規則を考慮し、当該貸金業者又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則（以下「社内規則」という。）の作成又は変更を命ずることができる。」と規定されています。

【→次頁に続く】

協会に加入しなかった場合に行政から求められる対応



登録（更新）後において、協会に加入していない場合、
社内規則について行政からどのような対応が求められるか？（2/2）

協会に加入していない業者に対して、貸金業法24条の6の12第3項には、
「（省略）社内規則の作成又は変更を命ぜられた貸金業者は、30日以内に、
当該社内規則の作成又は変更をし、その登録をした内閣総理大臣又は都道
府県知事の承認を受けなければならない。」

と規定されており、また、貸金業法24条の6の12第4項には、

「（省略）承認を受けた（省略）社内規則を変更し、又は廃止しようとす
る場合においては、その登録をした内閣総理大臣又は都道府県知事の承認
を受けなければならない。」と規定されています。

なお、上記の3項、4項に違反した場合は罰則が定められています。



自社で社内規則を作成する難易度



協会の自主規制規則と同等の社内規則を自社で作成するのは難しいのか？

協会の自主規制規則（協会の定款、業務規程、その他の規則）や関係法令等についての知識が必要になります。

また、常に協会の自主規制規則や関係法令等の改正状況を把握し、これらの規則等が改正される都度、その改正内容に沿った自社の社内規則を作成することが必要になります。

※過去の実績として協会の社内規則策定ガイドライン（個別ガイドライン・規程記載例）は、協会の自主規制規則や関係法令の改正等に伴い、年間で3～4回程度の改正を行っています。



協会の自主規制規則に則った最新の社内規則を整備する方法



協会の自主規制規則に沿った最新の社内規則を整備するには
どうすれば良いか？

【日本貸金業協会の協会員の方】

社内規則策定ガイドラインの改正が行われる都度、協会ホームページ内の協会員専用サイトで改正情報の詳細をお知らせします。

また、改正内容を反映した最新版の社内規則策定ガイドライン（規程記載例）や新旧対照表も掲載しますので、自社の社内規則を容易かつ適正に更新することが可能です。

【協会員ではない方】

「支援制度」にお申込いただければ協会加入前から最新版の社内規則策定ガイドライン（規程記載例）をご提供します。※協会加入が前提



協会が提供する「社内規則策定ガイドライン（規程記載例）」等の取扱いについて

【お知らせ】

令和7年8月1日に協会の業務規程「協会加入等に関する規則」（旧：協会員管理規則）を改正し、協会が、協会員及び本協会に加入しようとする者（以下、協会員等）に限定して提供する秘密情報（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）含む）は、目的外で利用してはならないことを規定しました。

これにより、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする
社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等を第三者に対して提供することを
明確に禁止しましたので、ご留意いただきますようお願いします。

【協会加入等に関する規則】抜粋 (秘密情報の目的外利用の禁止)

第8条 協会員若しくは協会員であった者又は本協会に加入しようとする者（以下「協会員等」という。）は、本協会が提供する情報・サービスのうち、協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供する秘密情報を自らの貸金業務の範囲内においてのみ利用し、目的外で利用してはならない。

2 前項の秘密情報とは、協会ホームページの協会員専用サイトのログインID及びパスワード並びにこれらを使用して入手した協会員専用サイト内のコンテンツ（社内規則策定ガイドライン（規程記載例）等）及び同ガイドラインを利用し作成した社内規則のほか、本協会が協会員及び本協会に加入しようとする者に限定して提供したすべての情報をいう。

3 協会員等は、貸金業登録手続（新規・更新）に際して、行政書士その他の専門家に手続を依頼し、秘密情報を当該専門家に開示等する場合には、当該専門家に第1項の趣旨を理解させ、第1項と同様の義務を課すものとする。

4 第1項で禁止される事項には、協会員等が貸金業登録手続（新規・更新）をしようとする第三者（協会員等の子会社等関係会社を含む。）に対して、協会と同種のサービスの提供を目的とした利用が含まれるものとする。

5 協会員等は、その従業員に対して本条の義務の遵守を徹底するものとする。



ご清聴いただき
ありがとうございました。

